

新たに開発された農業生産資材の効果を確認してみよう！

公益社団法人新潟県農林公社普及展示ほ実施要領

目的:

新たに開発された農業生産資材等(農薬を除く。)の利用技術の普及に向けその効果を確認するため、普及展示ほを設置する。

実施主体:

公益社団法人新潟県農林公社(以下「公社」という。)

実施方法

- 1 公社は、農業普及指導センター(以下「普及指導センター」という。)等の意見を参考にして新たに開発された資材のうちから適当と認めるものについて、普及展示ほ・委託試験運営委員会(以下「運営委員会」という。)の指導のもとに普及展示ほ設置計画を作成し、普及指導センターが指定する組織等(以下「組織等」という。)に展示を依頼するものとする。
- 2 組織等は、普及指導センター及び農業者の協力を得て、当該生産資材等の展示を行うものとする。
- 3 公社は、1の計画に基づいて組織等にこの展示ほ設置に必要な資材及び経費等を配布するものとする。
- 4 公社は、運営委員会の指導のもとに、組織等に対してこの展示ほの設計、管理、運営及び活用に関する指導・助言を行うものとする。
- 5 組織等は、当該展示ほ完了時において、別に定める様式に基づいて成績を取りまとめ、公社へ報告するものとする。
- 6 公社は、成績検討会等を実施して5の成果を取りまとめ、組織等及び関係機関に送付するものとする。

その他

その他必要な事項は、運営委員会において決定する。

附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

【普及展示ほのお申し込みについて】

別紙様式に必要事項を記入し、(公社)新潟県農林公社農業経営・就農支援センターに

令和6年1月12日(金)までにお申し込み願います。

実施期間：令和6年4月～令和7年3月

経 費：1か所当たり40,000円(税別)

添付資料：資材のパンフレット及び特徴を記載した資料5部

ホームページ：URL:<https://www.n-ikusei.jp/> から申込書をダウンロードして下さい。

申 込 先：〒950-0965 新潟市中央区新光町15-2